

建築物エネルギー消費性能評価業務方法書

1. 適用範囲

本業務方法書は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）に適用する。

2. 評価用提出図書等

評価用提出図書等は次の通りとする。

- (1) 評価申請書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。）別記様式第 30 によること。）
- (2) 申請に係る建築物の計画概要書
- (3) 申請に係る建築物の各階平面図、断面図その他当該建築物のエネルギー消費性能を確認するために必要な図書
- (4) 申請に係る建築物に用いる設備（特殊の設備を含む。）に係る機器表、系統図その他当該設備の一次エネルギー消費量を確認するために必要な図書
- (5) 申請に係る建築物に用いる特殊の構造又は設備の内容及びその妥当性の根拠を示す図書
- (6) 申請に係る建築物のエネルギー消費性能に係る計算書
- (7) 上記（1）～（6）に掲げる図書のみでは評価が困難な場合は、特殊の構造又は設備の実物、若しくはその試験体その他これに類するもの
- (8) 特殊の構造又は設備を用いない想定の下、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）に定める方法又はこれに準ずる方法（以下単に「算定方法」という。）により算出した、申請に係る建築物のエネルギー消費性能に係る計算書

3. 評価方法

(1) 評価の実施

- 1) 評価員は、2 に定める評価用提出図書等を用い、(3) に従って算定される (2) に示す評価項目について評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書等について申請者に説明を求め、追加資料の提出を求めることができることとする。

(2) 評価項目

- 1) 申請に係る建築物の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及び B E I
- 2) 申請に係る建築物の外皮性能

(3) 算定方法

- 1) 申請に係る建築物の設計一次エネルギー消費量は算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る設計一次エネルギー消費量は、必要に応じ、(4) に示す

- 従うべき事項の範囲で、算定方法に基づかない算定条件を適用して算出するものとする。
- 2) 申請に係る建築物の基準一次エネルギー消費量は、算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る設計一次エネルギー消費量の算出に際し、算定方法に基づかない算定条件を適用する場合には、基準一次エネルギー消費量の算出に際しても、これと同様の算定条件を適用して算出するものとする。
 - 3) 申請に係る建築物のBEIは、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切上げる。）とする。

$$BEI = \frac{E_{T,BEI}}{E_{ST,BEI}}$$

ここで、

BEI : Building Energy Index (ー)

$E_{T,BEI}$: その他一次エネルギー消費量を除く各設備の設計一次エネルギー消費量の合計
(G J)

$E_{ST,BEI}$: その他一次エネルギー消費量を除く各設備の基準一次エネルギー消費量の合計
(G J)

- 4) 申請に係る建築物の外皮性能は、算定方法により算出することを基本とし、特殊の構造又は設備に係る外皮性能は、必要に応じ、(4)に示す従うべき事項の範囲で、算定方法に基づかない算定条件を適用して算出するものとする。
- (4) 従うべき事項
- 次のガイドライン等に従って評価することとする。
- 1) 特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン
 - 2) その他（国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所が特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価に関連して公開した資料 等）

4. 評価書の交付

評価書の交付は、施行規則別記様式第 31 による。

5. その他

国土交通省からの求めに応じ、年度毎の評価書を交付した実績及び評価を行った建築物のエネルギー消費性能に関する項目等を報告することとする。

(附則)

この業務方法書は令和 5 年 10 月 23 日より施行する。